

# 利益相反等の防止に関する規程

社会福祉法人日本国際社会事業団

## 第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人日本国際社会事業団（以下、「法人」という。）の倫理規程に基づき、法人の役職員による利益相反行為を防止し、開示について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

本規程は、法人の役員及び全ての職員（以下、「役職員等」という。）に対して適用する。

## 第3条（定義）

この規定において「利益相反行為」とは、以下の行為をいう。

- （1） 役職員等が、自己又は第三者のために行う法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- （2） 役職員等が、自己又は第三者のために法人と直接取引をしようとするとき。
- （3） 法人が役職員等の債務を保証すること、その他役職員以外の者との間において法人と当該役職員との利益が相反する取引をしようとするとき。
- （4） 役職員等の職務の執行にあたり、法人の利益よりも特定の個人又は団体の利益を優先すると認められる活動、寄付、又はその他の行為。
- （5） 前4号に掲げるほか、法人の活動の公益性を損なう恐れ又は社会的信頼を害する可能性がある行為。

## 第4条（利益相反行為の防止）

法人の役職員等は、その職務の執行に際し、法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実の開示その他の当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

- 2 役職員等は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由により当該行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

## 第5条（自己申告）

役職員等は、その職務の執行に際し、利益相反行為が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、その他法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

- 2 役職員等は、その形態の如何を問わず、就任又は採用時並びに新たに法人以外の団体等の役職員を兼ね、又はその業務に従事することとなった場合には、利益相反行為に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

#### 第6条（定期申告）

役職員等は、定期的に利益相反行為に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

- 2 前項に規定する自己申告は、別紙に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録とする。
- 3 法人は、利益相反行為の防止のため、役職員等に対して利益相反行為に該当する行為を行わないよう指導するとともに、申告内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

#### 第7条（申告内容の管理）

前5条及び前6条に基づいて申告された内容及び提出された書面又は電磁的記録は、事務局にて管理するものとする。

#### 第8条（適切な利益相反管理）

法人の役職員等は、自己以外の役職員等の利益相反行為あるいはその可能性がある行為を発見した場合には、速やかに事務局に報告し、法人において適切な利益相反管理が行われるように努めなければならない。

#### 第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

#### 附則

1. この規程は、2023年7月26日から施行する。

別紙

- (1) 法人と利害関係のある団体又はこれらの団体になり得る団体(以下、「利害関係団体」という。)の役職員又はこれに準ずるものに就くこと
- (2) 利害関係団体又はその役職員等との間で金銭、物品又は不動産の授受(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。)を行うこと
- (3) 利害関係団体又はその役職員等から未公開株式を譲り受けること
- (4) 利害関係団体又はその役職員等から供応接待を受けること
- (5) 利害関係団体又はその役職員等をして、第三者に対し前 2-4 号に掲げる行為をさせること